

町田市立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる町田市立学校の対応について、以下のとおり報告いたします。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- 適切な換気の確保
- 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を引き続き講じる一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に毎朝の体温や健康状態を記録する健康観察カードの提出等、特段の感染症対策は行いません。同じく平時においては、学校給食の場面で「黙食」は行いません。

2 マスク着用の基本的な考え方について

学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本としながら、以下のように対応いたします。

- 学校や教職員が児童・生徒に対してマスクの着脱を強いることのないようにします。
- 児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による偏見・差別等がないよう適切に指導を行います。

3 出席停止について

児童・生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく等の出席停止の措置を取ります。また、出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

状 況	出席停止の措置内容等
児童・生徒が感染した場合	・「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間
医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等で重症化するリスクが高い場合	・主治医等の見解を保護者に確認のうえ、校長が承認した場合、主治医等が登校すべきでないと判断した期間
感染症予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合	・感染予防上、保護者が申し出る欠席理由が合理的と校長が判断する場合には、必要とする期間

4 臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）について

学校において感染者（感染可能期間に登校のなかった感染者及び家庭内感染による感染者を除く。以下同じ。）が発生し、次の事由に該当した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づき、学校の全部または一部を臨時休業といたします。

（1）学級閉鎖

感染者が感染可能期間（発症日の2日前まで）に学校に登校している状態で、かつ以下のいずれかの状況に該当する場合、学級閉鎖を実施します。

- ① 同一学級の感染者数が児童生徒数のおおむね10%以上となった場合
- ② その他、同一学級において、感染が広がっている可能性が高いと町田市教育委員会が判断した場合

※学級閉鎖の期間は、学校・教育委員会・保健所と協議のうえ、原則5日間とします。

（2）学年閉鎖

同学年で複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

※学年閉鎖の期間は、学校・教育委員会・保健所と協議のうえ決定します。

（3）学校閉鎖

同校で複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校閉鎖を実施します。

※学校閉鎖の期間は、学校・教育委員会・保健所と協議のうえ決定します。